

十和田市高森山パークゴルフ場等

指 定 管 理 業 務 基 準 書

令 和 7 年 7 月

十和田市教育委員会 スポーツ・生涯学習課

目 次

施設の概要

1 名称及び所在地	1
2 施設の設置目的	1
3 施設の規模等	1
4 施設利用者数の状況等	1

管理の基本的な条件

1 管理の基本方針	1
2 指定の期間	2
3 管理の基準	2
4 指定管理者が行う業務の範囲	4
5 指定管理料	5
6 指定管理者と市の責任分担	7
7 保険の加入	7
8 施設管理における安全対策等	7
9 有料広告事業の実施	8
10 自動販売機の設置	8

指定管理者の指定と協定の締結

1 指定管理者の指定	9
2 協定の締結	9
3 指定の取消し等に伴う違約金等	9

モニタリング

(別 紙)

1 施設概要一覧表	11
2 管理運営業務一覧表	13
3 管理委託業務一覧表	14
4 備品一覧表	15
5 責任分担表	18

(資 料)

十和田市高森山パークゴルフ場等使用実績	19
---------------------	----

施設の概要

1 名称及び所在地

名 称	位 置
十和田市高森山パークゴルフ場	十和田市大字深持字梅山 1 番 51 他
十和田市高森山人工芝多目的グラウンド	十和田市大字深持字梅家ノ下 56 番 7 他
十和田市高森山球技場	十和田市大字深持字梅家ノ下 56 番 4 他

2 施設の設置目的

市民の体育・スポーツ及びレクリエーション活動の振興を図ること並びに体力づくり及び健康増進を図ることを目的として設置したものである。

3 施設の規模等

別紙 1 「十和田市高森山パークゴルフ場等施設概要一覧」のとおり

4 施設利用者数の状況等

資料「十和田市高森山パークゴルフ場等使用実績」

管理の基本的な条件

1 管理の基本方針

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえ、かつ、次に掲げる事項を遵守して施設の管理を行うこと。

- (1) 関係法令、条例、規則等を遵守し、施設の設置目的に沿った適正な管理を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用を確保し、差別的な取扱いをしないこと。
- (3) 市民が快適に施設を利用できるよう、施設の備品、物品等の維持管理を適正に行うこと。
- (4) 利用者の意見、要望等を適切に施設の管理に反映し、サービスの向上に努めること。
- (5) 常に効果的かつ効率的な管理に努め、経費の節減を図ること。

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

- (1) 指定の期間は、議会の議決を経て、正式に確定する。
- (2) 指定後であっても、市の指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる。
- (3) 指定期間途中で、管理施設が譲与又は廃止等となった場合、指定を取消しする。

3 管理の基準

(1) 開設期間及び開設等の時間

施 設 名	開 設 期 間	開設等の時間
十和田市高森山パークゴルフ場	4月25日～11月30日	午前8時～午後5時30分
十和田市高森山人工芝多目的グラウンド	4月1日～11月30日	午前9時～午後9時 （ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は午前9時から午後5時まで）
十和田市高森山球技場	4月1日～11月30日	午前9時～午後5時

※ 指定管理者は、サービスの向上、利用者の利便性の向上に資すると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開設期間、開館時間を延長することができる。

(2) 休業日

開設期間中は無休とする。

ただし、パークゴルフ場等の状況により、臨時に休業することができる。

(3) 利用料金

施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制により、指定管理者の収入として収受させる。

利用料金の額は、十和田市体育施設等条例に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

令和4年度決算額：	5, 398千円/年	（消費税及び地方消費税含む。）
令和5年度決算額：	4, 117千円/年	（消費税及び地方消費税含む。）
令和6年度決算額：	4, 910千円/年	（消費税及び地方消費税含む。）

※ 利用料金収入の決算額が、上記実績額から想定される見込み額を上回った場合であっても、市は指定管理者に対して精算による返還を求めない。同様に、利用

料金収入の決算額が見込み額を下回った場合であっても、市は指定管理者に対して不足額の補填は行わない。ただし、災害その他不可抗力に起因する場合は、両者協議を行うものとする。

(4) 施設の使用の許可及び条件

使用の許可及び使用の許可に当たって条件を付する場合には、十和田市体育施設等条例第3条の規定に従って行うこと。

(5) 施設の使用制限

使用の許可の制限は、十和田市体育施設等条例第5条の規定に従って行うこと。

(6) 施設の使用の条件の変更

使用の条件を変更し、又は使用の許可を停止し、若しくは取り消す場合は、十和田市体育施設等条例第5条の規定に従って行うこと。

(7) 入場の拒否等

市民の施設の利用を拒否する場合は、十和田市体育施設等条例第5条の規定に従って行うこと。

(8) 管理業務に従事する者の配置基準

各施設を円滑に管理運営するために必要な人員及び資格者を適正に配置すること。

施 設 名	人員配置及び配置基準
十和田市高森山パークゴルフ場 十和田市高森山人工芝多目的グラウンド 十和田市高森山球技場	・管理責任者 1人（開設期間の平日） ・窓口受付 2人（パークゴルフ場開設時間は常時） ・営 繕 2人（開設期間中常時） 窓口受付については、責任者又は営繕従事者が従事することができる。 施設の閉鎖期間中においても利用に関する問い合わせ、受付、調整業務及び市、関係機関との連絡調整業務を行うこと。 管理責任者が不在の場合は代行者を配置すること。 ※指定管理運営業務を実施するに当たっての注意事項 ① 防火管理者の資格を有する者を1名以上置くこと（兼務可、再委託は不可） ② パークゴルフ場指導員には、有資格者を常時配置すること。

(9) 守秘義務について

指定管理者は、当該施設の管理の業務上知り得た秘密の漏えい防止のために必要な措置を講じること。

指定管理者の役員及び職員は、当該施設の管理の業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用しないこと。その職を退いた後も同様であること。

(10) 個人情報保護について

管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守し、情報漏えいの防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、適正管理のための内部規定やチェック体制を構築するなど、必要な措置を講じること。

(11) 情報公開について

指定管理者は、十和田市情報公開条例の趣旨に則り、管理を行う十和田市高森山パークゴルフ場等に関する情報の開示及び情報の提供のために必要な措置を講じるよう努めること。

(12) 文書等の管理

指定管理者が管理業務の実施に際して作成した文書その他帳簿書類は、指定期間中、適切に保管、整理及び管理すること。

(13) 遵守すべき関係法令等

- ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ウ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- エ 労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）
- オ 十和田市体育施設等条例（平成 17 年十和田市条例第 110 号）
- カ 十和田市体育施設等条例施行規則（平成 17 年十和田市規則第 84 号）
- キ 十和田市都市公園条例（平成 17 年十和田市条例第 195 号）
- ク 十和田市都市公園条例施行規則（平成 17 年十和田市規則第 151 号）
- ケ 十和田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年十和田市条例第 288 号）
- コ 十和田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年十和田市規則第 212 号）
- サ 十和田市情報公開条例（平成 17 年十和田市条例第 11 号）

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

ア 十和田市高森山パークゴルフ場等の使用の許可に関する業務

施設利用者に対する利用の受付、許可、不許可及び調整に関すること。

業務の実施方法の詳細は別紙 2「十和田市高森山パークゴルフ場等管理運営業務一覧表」のとおり。

イ 施設の利用に係る利用料金等の徴収に関する業務

①利用料の算定、収受、減免及び還付に関わる事務

②適格請求書等保存方式（インボイス制度）における対応

指定管理者は、利用料金の収受に際し、利用者からの求めに応じ、適格請求書（インボイス）を交付し、その写しを保存することとする。

ウ 十和田市高森山パークゴルフ場等の維持管理に関する業務

指定管理者は施設、設備等を良好な状態で維持し、事故を未然に防止するための日常点検、法定点検、定期点検等を行うこと。

業務の詳細は、別紙3「十和田市高森山パークゴルフ場等管理委託業務一覧表」のとおり。

なお、業務の一部については、再委託可能である。

エ その他の業務

①事業計画書及び収支予算書の提出

毎年度、次年度の事業計画書及び収支予算書について、事前に市と調整を図ったうえで作成し、提出すること。

②事業報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務に係る事業報告書を翌年度の4月末までに提出すること。

③指定期間終了後にあたっての事務引継ぎ

指定管理者は、その指定期間終了後にあって、次期指定管理者が円滑に十和田市高森山パークゴルフ場等の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。また、使用の許可等に関する文書等についても、引継ぎを行うこと。

④備品の管理

別紙4「備品一覧表」に掲げる備品を適正に管理すること。

5 指定管理料

(1) 指定管理料の基準額

ア 当施設の指定管理料は、下記の額を上限とする。したがって、事業計画・収支予算の立案は、下記の額の範囲内で行うこと。

最終的な指定管理料の額は、市と指定管理者が協議のうえ、年度ごとに協定で定める。

指定管理期間	年度別基準額
令和 8 年度	25,654 千円並びに人件費及び間接経費の変動額に相当する額（消費税及び地方消費税を含む。）
令和 9 年度	27,184 千円並びに人件費及び間接経費の変動額に相当する額（消費税及び地方消費税を含む。）
令和 10 年度	27,430 千円並びに人件費及び間接経費の変動額に相当する額（消費税及び地方消費税を含む。）
令和 11 年度	27,579 千円並びに人件費及び間接経費の変動額に相当する額（消費税及び地方消費税を含む。）
令和 12 年度	27,671 千円並びに人件費及び間接経費の変動額に相当する額（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 指定管理料（人件費分）の積算について

指定管理料のうち、人件費分については、従来からの基礎的な人件費分に加えて、市の会計年度任用職員制度に準拠した経験加算（定期昇給）、期末手当、勤勉手当及び退職手当掛金（事業主負担分）を上乗せした額として積算している。

過去の職務経験により給料の加算を行う経験加算（定期昇給）の実施に伴い、指定管理料（人件費分）は、その指定管理期間内においては、基本的に年度を追うごとに変動（増額）する※。

※ 人件費分は、経験加算（定期昇給）の実施においては基本的に増額となるが、青森県人事委員会の勧告に基づくベースアップ・ベースダウンの反映、指定管理者制度の改正等によっても、経験加算（定期昇給）分とは別に、毎年度、変動（増額又は減額）する場合がある。

ウ 利用料金等の収入実績の減少、管理経費の増加

利用料金等の収入実績の減少、管理経費の増加など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として指定管理料の補填はしない。

エ 間接経費の積算について

指定管理料のうち、間接経費については、施設運営に係る直接的な経費（人件費、施設管理費等）以外の経費で、指定管理者の組織機能の維持に係る間接的な経費（労務管理費等）として、人件費の 3 % を積算している。

オ 光熱費及び燃料費の積算について

当該施設に係る光熱費及び燃料費は、市が負担することとし、指定管理料の積算

には含めていない。

(2) 支払方法及び経理区分

ア 支払方法等

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、指定管理者からの請求に基づき、分割して支払う予定である。なお、支払の方法、回数等については市と指定管理者との協議で定める。

イ 経理区分

指定管理者は、指定管理業務に係る経理とその他の業務（法人等の固有業務）に係る経理を区分し、それぞれ独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理すること。

6 指定管理者と市の責任分担

指定管理者と市の責任分担は、概ね別紙5「責任分担表」のとおりとする。

詳細については、協定の締結の際に定める。

7 保険の加入

(1) 火災保険：市は、当該施設について建物総合損害保険に加入し保険料を支払うものとする。ただし、指定管理者の責めに帰すべき理由により市が損害を受けたときは、その賠償について請求するものとする。

(2) 賠償責任保険：指定管理者は、指定管理業務の実施において賠償責任が生じたこととなった場合は、本市が加入している下記の「全国市長会市民総合賠償補償保険」の賠償責任保険被保険者とみなされるため、新たに保険加入する必要はない。

ただし、指定管理者による自主事業等により必要がある場合は、傷害保険や賠償責任保険に加入するものとし、その保険料は、指定管理者の負担とする。

種 類	保 険 金 額		
賠償責任保険	身体賠償	1人につき	2億円
		1事故につき	20億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円

8 施設管理における安全対策等

指定期間中は、管理業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに被害者の救済並びに危険回避等の必要な措置が講じられる、次の事項を行

うものとする。

- ① 施設安全チェックの実施
- ② 緊急事態の対応マニュアルの作成
- ③ 緊急事態を想定した訓練、学習会等の実施
- ④ 市が必要と認める指示事項の対応

9 有料広告事業の実施

有料広告事業については市が実施することとし、これに伴う収入は市の収入とする。指定管理者は市の許可なく有料広告事業（有料広告の設置等）を実施しないこととする。

10 自動販売機の設置

- (1) 自動販売機の設置を行う場合は市が行うこととし、指定管理者は市の許可なく自動販売機を設置し、又は設置させないこととする。また、設置に伴う収入は市の収入とする。
- (2) 市が自動販売機の設置を行った場合は、指定管理者は市が指定する期日に自動販売機の電気使用量を検針し、市に報告するものとする。

指定管理者の指定と協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、議会の議決を経て、正式に指定管理者に指定される。

2 協定の締結

市は、指定管理者の指定後に、指定管理者と施設の管理に関する細目的事項を協議し、下記(1)及び(2)に掲げる事項を内容とする協定を締結する。

(1) 基本協定

指定期間全体（５年間）を通じて適用する事項について、「基本協定」を締結する。

【基本協定の主な内容（予定）】

- ① 管理業務の基本的項目
- ② 指定管理料に関する事項
- ③ 管理業務に関する責任分担に関する事項
- ④ 事業計画書及び事業報告書の提出に関する事項
- ⑤ 業務報告に関する事項（定期報告等）
- ⑥ 指定の取消しに関する事項
- ⑦ 秘密保持、情報公開、個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 管理業務の引継ぎに関する事項
- ⑨ その他

(2) 年度協定

年度ごと（４月１日から翌年の３月３１日まで）に取り決めるべき事項については、毎年度「年度協定」を締結する。

【年度協定の主な内容（予定）】

- ① 当該年度の管理業務の内容に関する事項
- ② 指定管理料に関する事項
- ③ その他

3 指定の取消し等に伴う違約金等

- (1) 市長は、指定管理者の責めに帰すべき事由等により指定管理者の指定を取消しをした場合は、違約金として、当該取消しの効力が発生する日が属する年度の指定管理業務に係る支出予定額の 10%に相当する額を当該指定管理者に請求するものとする。

- (2) 指定管理者は、請求を受けた日から 30 日以内に前項の違約金を市に支払わなければならない。
- (3) 市長は、指定管理者の責めに帰すべき事由等により指定管理者の指定を取消しをし、又は業務の一部若しくは全部の停止を命じた場合は、取消しの効力が発生する日又は業務の一部若しくは全部を停止した日が属する年度の翌年度から 5 年間、当該指定管理者について、指定管理者としての応募資格（当該取消し等に係る施設以外の施設を含む。）を認めない。

モニタリング

指定管理業務の適正な履行とサービスの質の確保のため、市と指定管理者両者によるモニタリングを行う。モニタリングの方法等については、指定管理者制度の運用方針によるものとする。

モニタリングを実施した結果、管理が良好でないと認められるときは、市は改善措置を講ずる等の指導を行うものとする。なお、状況が改善しない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがある。

モニタリングの結果は、市のホームページ及び施設への掲示等により公表する。

1 高森山パークゴルフ場

施設面積 約 4.3ha その他の部分 約 0.688ha

名 称	数 量	摘 要
パークゴルフ場	4 コース	(36 ホール) 面積約 3.0ha
シェルター (休憩施設)	2 箇所	野外卓、ベンチ
ベンチ		廃プラスチック製
掲揚ポール	3 基	
水飲器	6 基	
散水栓	15 基	
駐車場	3,450 m ²	普通車 71 台、小型バス 4 台
トイレ	1 棟	男・女 多目的 (オストメイト)
浄化槽	1 基	合併処理 40 人槽
管理ヤード	2 棟	
管理センター	1 棟	床面積 92.32 m ² 周辺面積 a=1,530 m ²
放送設備	1 式	放送機器 1, スピーカー 9 基

2 高森山人工芝多目的グラウンド

施設面積 約 1.85ha

名 称	数 量	摘 要
人工芝グラウンド	1 面	130m×90m (a=約 11,300 m ²)
ベンチスタンド	470 席	ベンチ総延長 L=404.3m
スタンドシェルター	3 基	L10m×B2.5m×H2.4m
ナイター照明灯	4 基	1000W×18 灯
選手用フード付ベンチ	2 箇所	10 人掛け
芝生スタンド	4,500 人	a=2,690 m ²
ゴールポスト置き場	3 箇所	大 1、小 2
シェルター (休憩施設)	2 箇所	野外卓 1、ベンチ 2
円形シェルター (休憩施設)	1 箇所	ベンチ 4
掲揚ポール	1 箇所	3 本立

水飲器	6 基	車椅子対応
放送設備	1 式	放送機器 1, スピーカー 9 基
体育用具庫	1 棟	木造平屋 (床面積 a=50 m ²)

3 高森山球技場

施設面積 約 1.85ha その他の部分 約 2.656ha

名 称	数 量	摘 要
球技場	1 面	130m×90m (a=約 11,300 m ²)
ベンチスタンド	990 席	ベンチ総延長 L=713.8m
芝生スタンド	4,010 人	a=2,410 m ²
サッカーゴール (据置型)	3 対	一般用 1 対・ジュニア用 2 対
選手用フード付ベンチ	2 箇所	
散水設備 加圧ポンプ		750 ㍓/分
簡易鉄骨造平屋物置	1 棟	既製品 (3.05m×3.05m)
球技場本部棟	1 棟	鉄骨造 2 階 a=239.60 m ²
球技場センターハウス	1 棟	木造平屋 (延床面積 a=314.67 m ²)
体育用具庫	1 棟	木造平屋 a=57.96 m ²
中央駐車場	5,600 m ²	普通車 283 台、大型バス 8 台、車椅子 3 台
屋外トイレ	1 棟	木造平屋 a=52.31 m ²

十和田市高森山球技場等管理運営業務一覧表

No.	業 務 名	項 目	業務内容・仕様書	条件・頻度等	備 考
1	使用許可に関する業務	申請受付	- 施設利用に関する利用者への説明 - 予約状況管理 - 施設利用の予約受付 - 申請書及び受付台帳の整備に関すること - 施設使用減免申請の受付	随時	
		使用許可受付	- 施設及び施設備品使用の受付・許可 - 使用許可申請書の受理 - 使用許可、不許可の決定 - 減免額の決定		
		料金等徴収業務	- 料金納付書の発行 - 料金等の受領、領収書の発行 - 徴収簿等の作成保管、市への報告 - 券売機料金回収、集計	券売機料金回収、集計開設期間中は毎日実施すること	
2	施設の解錠、施錠及び安全管理に関すること	利用施設の解錠、施錠及び安全管理に関する業務	- 使用を許可した施設等の解錠 - 利用後状況の確認 - 使用を許可した施設等の施錠 - 適正な利用方法の指導及び安全指導	随時	
3	施設利用及び安全管理に関する指導業務	施設の案内	施設見学者の案内	随時	
		施設利用指導	各施設利用指導及び安全管理	随時	
4	施設及び施設備品の適正管理業務	- 施設 - 施設備品(クラブ・ボール・トラクター等)	- 各施設の芝管理及び周辺の除草等環境整備(芝刈り、除草、目土、施肥、灌水、エアレーション、定点観察) - 施設備品の維持管理及び修繕 - その他施設を適正に管理するために必要な事項	随時	
		施設の点検、巡回に関する業務	屋内外の施設日常点検、巡回(消耗品補充、ごみ回収含む)	週3回以上	

十和田市高森山球技場等管理委託業務一覧表

No.	業 務 名	項 目	業務内容・仕様書	条件・頻度等	備 考
1	機械警備業務	・センターハウス ・パークゴルフ場管理センター	・異常の有無の監視及び警備上の安全措置	通年	・防犯に係る警備は閉館時 ・火災に係る警備は終日
2	消防用設備等保守点検業務	・センターハウス ・パークゴルフ場管理センター ・本部棟 ・公衆用トイレ ・用具庫A ・用具庫B	・消防設備等保守点検	年2回	
3	浄化槽保守点検業務	・センターハウス ・パークゴルフ場管理センター	・浄化槽保守点検	月1回	開設期間中
4	自家用電気工作物保守点検業務	・高森山総合運動公園	・需要設備：容量 245KVA 電圧 6,600V	年6回	

高森山パークゴルフ場 備品

No.	品 名	メーカー	型 式 (規格品質)	数量	保管場所
	耐火金庫	キング工業	KS-50M	1 個	事務室
	手揚げ金庫	キング工業	H-1D	1 個	事務室
	事務机	コクヨ	SD-BSN117LC3D	2 個	事務室
	脇机	コクヨ	SD-BSN47EC3	1 個	事務室
	事務用椅子	コクヨ		2 脚	事務室
	ロッカー	コクヨ	LK-2	2 個	事務室
	コードレス電話機(子機)	パナソニック	VE-SV07DL-A	1 台	事務室
	ISDNターミナル	NEC	PC-IT21DIL	1 個	事務室
	パーソナルコンピュータ	NEC	PC-MY18AEZF5U94	1 台	事務室
	液晶ディスプレイ	三菱	RDT178LM	1 基	事務室
	DVDドライブ	NEC	MY18AE4	1 個	事務室
	デジタルカメラ			2 個	事務室
	ラミネータ			3 個	事務室
	音響放送装置	パナソニック	WL-7600、No.F10200	1 式	事務室
	AED			1 個	事務室
	冷蔵庫	ナショナル	NR-B172J-S	1 個	事務室
	電気ポット	ナショナル	NC-MU30	1 個	事務室
	イートインテーブル	コクヨ	LT-411P16	2 脚	管理センター
	イートインテーブル	コクヨ	LT-411P16	1 脚	管理センター
	ロビーチェアー (長イス)	コクヨ	M153BVFA3N	2 脚	管理センター
	リフレッシュチェアー	コクヨ	CK-M2010	16 脚	管理センター
	壁掛けホワイトボード			2 個	管理センター
	液晶テレビ37型	パナソニック	TH37LZ75	1 個	管理センター
	テレビ受信アンテナ	マスプロ	VHF12EL、UHF20EL	1 個	管理センター
	レンタル用クラブ	ミズノほか	右128 左11 子供18	157 本	管理センター
	ハンドドライヤー		TYC300	3 個	管理センター
	スタート台	北海道PGコンサルタンツ	HPC-SM72白線入り	36 個	コース固定
	カップ・ラクトレ・ピンフラック	北海道PGコンサルタンツ	HPC-RTC1	36 個	コース固定
	抽選付ボールスタンド	北海道PGコンサルタンツ	HPC-BS16	4 個	コース固定
	ホールカッター	北海道PGコンサルタンツ	HPC-HK60 (ステンレス製)	1 個	機械庫
	バンカーレーキ		ダイキャスト製	36 個	コース内
	乗用トラクター①	ベントラック	4200VXD (シングルタイヤ)	1 台	ガレージ
	乗用トラクター②	ベントラック	4200VXD (ダブルタイヤ)	1 台	ガレージ
	ロータリーモアー	ベントラック	HM602、マルチングキット	2 台	ガレージ
	エアロベーター	ベントラック	EA600	1 個	B倉庫
	ブラシ式スィーパー	シングウ	SU8336	1 台	A・B倉庫
	手押しロータリーモアー	シングウ	CP216019KWV	3 個	機械庫
	自走式芝刈機	シングウ	CP216019	1 個	機械庫
	エンジン刈払機(ガソリン)	マキタ	MEM426	2 個	機械庫
	手押し動墳(25ℓタンク)		NS-ER25TH85	1 個	機械庫
	牽引車台車		幅広タイヤ台車	1 個	機械庫
	動墳セット	キョーリツ	SPE6150	1 個	機械庫
	ブーム散布ノズル	キョーリツ	DX15頭口	1 個	機械庫
	ホースリール・鉄砲ノズル	キョーリツ	SK-100型(DL型超遠距離)	1 個	機械庫
	セットブロードキャスター	ササキ	SBC120	1 個	B倉庫
	コートローラー		RT-M320806	1 個	B倉庫
	リードパイプ(万力)		刈り刃研磨作業固定用	1 個	機械庫
	ツールセット(工具)		TSS4331	1 個	機械庫
	ディスクグラインダ		G10SH3(刈り刃研磨用)	1 個	機械庫
	ガレージ(背高・豪雪)	ヨド物置	VGAU-2659H	2 個	ナーセリー
	小型卓上自動券売機	グローリー	KM-S100	1 個	管理センター
	エアコン室外機		MXZ-80RAS	1 個	管理センター
	エアコン室内機		MLZ-6X36RAS-IN	3 個	管理センター
	FF温風石油暖房機		FF184CTS、[17.40kw]	1 個	管理センター
	FF温風石油暖房機		FF541TS、[4.23kw]	1 個	管理センター
	オイルタンク		KA1-200H	1 個	管理センター
	電気パネルヒーター		NXS-750	2 個	管理センター男女トイレ
	電気パネルヒーター		NXS-500	1 個	管理センター多目的トイレ

高森山パークゴルフ場 備品

No.	品 名	メーカー	型 式（規格品質）	数量	保管場所
	フライングモアー	キョーリツ	FM47A	1 個	機械庫
	グリーン用芝刈機小型グリーンモア	バロネス	LM45GC	1 台	機械庫
	ホールカッター		(ステンレス製)	1 個	機械庫
	背負式刈払機		RMS-2620LT	2 台	機械庫
	A4インクジェット複合機(FAX)	ブラザー	MFC-J737D	1 台	事務室
	乗用3連リールモア	バロネス	LM281	1 台	車庫
	背負式動力噴霧器	キョーリツ	SHRE170B	1 台	機械庫
	エアーコンプレッサー		HD80ZWB	1 機	機械庫
	乗用トラクター	ベントラック	4520Y	1 台	ガレージ
	乗用スイーパー	BARONESS	FS900	1 台	ガレージ
	券売機	グローリー	VT-S20F	1 台	管理センター

高森山球技場等 備品

No.	品 名	メーカー	型 式 (規格品質)	数量	保管場所
	ミーティングテーブル		W1800*D900*H720	6 脚	センターハウス
	スタンダードテーブル		W1000*D700*H700	1 脚	本部棟
	スタンダードテーブル		W1000*D700*H700	3 脚	センターハウス
	折りたたみ会議用テーブル		W1800*D450*H700	10 脚	センターハウス
	スタッキングチェアー		W460*D525*H748	60 脚	センターハウス
	診察台		W1800*D600*H550	1 脚	本部棟
	診察台		W1800*D600*H550	1 脚	センターハウス
	スタンダードチェアー		W470*D580*H810	1 脚	本部棟
	スタンダードチェアー		W470*D580*H810	3 脚	センターハウス
	スコアボード(移動式デジタル)		RTS180902	1 個	
	サッカーゴール(ネット含む)		RTF010903(RTN160502)	1 対	
	JRサッカーゴール(ネット含)		RTF010904(RTN160612)	2 対	
	ライン引き	ルイ高	RTM320921	1 個	
	レインガン	永田製作所	GF2000	3 個	
	レインガン用台車	永田製作所	DR-3	3 個	
	スーパーイーグルホース	永田製作所	40×20M	2 本	
	可変噴霧ノズル		40	1 個	
	AED	日本光電	AED-2150	1 個	センターハウス
	パワーブロワ		PB590	1 個	
	砂撒き機(ライムソワー)	IHIスター	MLS1884-OS	1 個	
	スーパーイーグルホース	永田製作所	40×20M	3 本	倉庫
	サッカーゴール固定金具	ルイ高	RT-F010989	2 組	
	レーザー距離計	ライカ	DISTO-X4 P2P SET	1 個	
	スコアボード	ルイ高	RT-S180904	1 個	
	レインガン	永田製作所	280PC-50A	2 個	
	レインガン用台車	永田製作所		2 個	

責 任 分 担 表

項 目	負担者	
	指 定 管 理 者	市
施設管理や業務内容に対する市民及び利用者からの要望、苦情への対応	○	
利用者数の減少、競合施設の増加等の市場環境の変化	○	
管理上の瑕疵による火災等事故による施設の損傷	○	
管理上の瑕疵による施設利用者等の被災に対する賠償責任	○	
管理上の瑕疵による周辺住民への損害発生による賠償責任	○	
施設の火災共済保険加入		○
法令改正により必要となった施設の改修等		○
法令その他の制度変更により生じた管理コストの増加	協 議	
指定管理者の責任による管理業務の停止	○	
施設設置者の責任による管理業務の停止		○
天災等の不可抗力による業務停止	協 議	
施設の構造体等の大規模改修 ※ 市が修繕計画を作成し、計画的に修繕を実施する。修繕に当たっては協議とするほか、必要に応じて責任分担を判別する基準額を設定すること。		○
施設管理の業務引継のコストの負担	○	
第三者の行為等に係る施設、備品等の整備、修繕等		○
上記以外に係る施設、備品等の整備、修繕等	10 万円以下	10 万円を超えるもの

■高森山パークゴルフ場等

利用者数、料金収入状況（単位：人、円）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
4月	882	1,761,530	650	1,500,060	986	1,903,340
5月	2,362	614,730	1,942	558,860	2,030	88,330
6月	1,980	231,315	1,844	247,900	1,927	275,140
7月	1,989	232,290	1,893	291,660	1,648	121,280
8月	1,501	271,790	959	99,880	1,018	137,410
9月	1,976	229,210	1,172	149,080	1,360	153,790
10月	2,337	358,370	1,798	324,780	1,758	297,510
11月	2,191	170,720	1,259	96,390	1,410	108,500
12月	55	520	0	0	59	8,630
合計	15,273	3,870,475	11,517	3,268,610	12,196	3,093,930

※ 用具使用料含む。シーズン券、回数券は販売月に計上

■高森山人工芝多目的グラウンド

利用者数、料金収入状況（単位：人、円）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
4月	2,440	90,080	2,330	73,100	2,430	51,850
5月	4,504	82,410	4,465	68,180	4,676	201,210
6月	3,270	68,290	3,375	167,700	4,470	88,370
7月	3,961	114,220	0	115,600	4,482	195,175
8月	3,664	264,775	0	8,820	5,286	121,100
9月	2,809	92,410	0	0	3,200	150,000
10月	3,159	51,550	0	0	3,706	255,820
11月	3,860	113,750	0	0	3,970	111,740
12月	819	234,275	0	0	60	219,300
1月	—	0	—	0	—	0
2月	—	0	—	0	—	0
3月	—	68,860	—	66,540	—	20,390
合計	28,486	1,180,620	10,170	499,940	32,280	1,414,955

※ ナイター照明使用料含む。1～3月は期間外貸出で人数集計なし

■高森山球技場

利用者数、料金収入状況（単位：人、円）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
4月	0	7,920	0	3,630	0	3,300
5月	340	44,220	410	44,220	90	9,570
6月	90	12,540	560	49,500	1,130	58,410
7月	645	28,050	430	0	680	23,100
8月	25	80,850	840	116,490	2,190	78,380
9月	410	94,710	0	23,220	460	87,780
10月	1,195	12,210	0	1,650	550	44,550
11月	2,520	61,050	2,470	71,280	2,370	94,050
12月	0	5,740	0	36,960	0	0
1月	—	0	—	0	—	0
2月	—	0	—	0	—	0
3月	—	0	—	2,310	—	2,640
合計	5,225	347,290	4,710	349,260	7,470	401,780

※ 会議室等部屋使用料含む。1～3月は期間外貸出で人数集計なし

※ 人工芝との2面使用時は人工芝に利用者数を計上。